平成２８年（フ）第２６１号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台８丁目42番地
才崎橋ハイツ401
債務者　山口　芳照
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市夢前町寺115番地２　ＨＲＶハイツＡ棟201、従前の住所兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地179
債務者　田中有梨亜（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７９号
奈良市大安寺３丁目３番２―201号
債務者　竹林　良知
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９７号
奈良県桜井市大字粟殿422番地の２
債務者　奥埜美代江
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
奈良県香芝市五位堂３丁目587番地３　サイプリッシュ五位堂706号、前住所奈良県香芝市畑1157番地６
債務者　奥田　清隆
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
奈良県香芝市五位堂３丁目587番地３　サイプリッシュ五位堂706号、前住所千葉県東金市前之内290番地31
債務者　奥田　友美（旧姓庄司・植田）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台２丁目１番地４
債務者　北川　　均
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
栃木県足利市八幡町781番地１　ペアシティー塚原Ａ棟102
債務者　茂木　武留（旧姓石澤・石井）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第７３７９号
東京都港区海岸３丁目１－６―407
債務者　荒川　孝希
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８０号
東京都墨田区立川４丁目８―11―303
債務者　山形　ヨシ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８４号
東京都中野区松が丘１丁目７－５　石井マンションＢ―301
債務者　半田　真紀
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１０号
静岡市葵区北2188番地　麻機羽高団地５棟190号、旧住所埼玉県越谷市瓦曽根１丁目４番22号　ロイヤル越谷マンション502桃井方
債務者　福原　愛子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
栃木県那須塩原市阿波町117番地153
債務者　大藪めぐみ（旧姓小船）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５９２号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目４番17号フレシール201号
債務者　仲地　洋樹
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７５号
静岡県島田市若松町2783番地の４、旧住所静岡県島田市金谷扇町697番地の２
債務者　小粥　雅嘉
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１１号
静岡市清水区八坂東１丁目９番51号　マンション千葉102号、旧住所静岡市清水区宮代町６番26号
債務者　小笠原雅士
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部